

記 録

令和元年6月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和元年6月28日 (金)

## 令和元年6月農業委員会定例総会議事録

令和元年6月農業委員会定例総会を令和元年6月28日（金）午後3時から日向市中央公民館 2階レクリエーション室において開催する。

### 農業委員の出欠

#### 出席委員（13名）

1番	股野満男	2番	児玉恭司
3番	田原千春	4番	鈴木一徳
5番	細川豪邦	6番	鈴野浅夫
7番	溝口秀樹	8番	山本孝志
10番	黒木眞壽美	11番	黒木藤市
12番	安藤嘉弥	13番	那須成章
14番	黒木耕作		

#### 欠席委員（1名）

9番 寺原 勝

### 農地利用最適化推進委員の出席者

#### 出席委員（14名）

15番	黒木義行	16番	児玉一良
17番	黒木好美	18番	山口左知男
20番	佐藤力	21番	治田健
22番	黒木和男	23番	甲斐敏男
24番	黒木幸義	25番	安藤政廣
26番	植野栄二	27番	直野廣義
28番	橋口泉	29番	野田正明

### 事務局出席者

事務局 長 黒木 秀 樹                      事務局 長 補 佐 斧                      由 美  
農地係 長 野 別 浩 三

## 記 録

日程第1 議事録署名者の指名

2 番 1 4 番

日程第2 議案第34号 農地法第18条の規定による通知について

議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について（利用権移転）

議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について（所有権移転）

議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について（農地中間管理事業）

議案第41号 非農地証明願いについて

報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第19号 農地用途変更届について

報告第20号 取消願いについて

報告第21号 農地中間管理事業に伴う農地配分計画について

その他

# 記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

5 番 印

1 1 番 印

## 記 録

### 議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長	<p>それでは、ただいまから令和元年日向市農業委員会 6 月定例総会を開会します。</p> <p>なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定していただきたいと思います。次に私語を慎んでください。また、発言をされる際は、議席番号を言ってから発言をしてください。議事録作成に支障を来しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に 5 番委員、11 番委員を指名します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、日程第 2、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 34 号「農地法第 18 条の規定による通知について」であります。</p> <p>それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。</p> <p>議案第 34 号「農地法第 18 条の規定による通知について」。</p> <p>お手元の資料の 2 ページ目をごらんください。</p> <p>番号の 1、申請地が日向市美々津町、地目が田、面積が 646 m<sup>2</sup>です。解約の種類としましては、今回は合意による解約です。そして解約の理由としましては、貸人と借人で賃貸借の契約を行っていますが、借人に今回この土地を売り渡すために、この契約を合意解約するためのものです。農地法第 18 条の規定による申請でございまして、特に問題はないと思われれます。よろしくご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明がありました案件につきまして、質疑はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>次に、議案第 35 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」であります。</p> <p>それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。</p> <p>議案第 35 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」。</p> <p>お手元の資料の 4 ページ目をごらんください。</p> <p>番号の 1、土地の所在地が、日向市大字日知屋、地目が畑、地積が 263 m<sup>2</sup>。譲受理由は経営規模の拡大、譲渡理由は相手方の要望でございまして。権利</p>

事務局 | の種類としましては、売買による所有権移転です。譲受人は、経営耕作面積が10434㎡を所有し、効率的に農作業をしておられます。農地法第3条第1項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響など特に問題ないと思われま

す。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。皆様方のご審議をお願いいたします。

では、続きまして、2番を説明いたします。

土地の所在地、日向市美々津町。地目が田、地積が991㎡。譲受理由は交換、譲渡理由は交換です。権利の種類としましては、交換による所有権移転です。譲受人は、耕作面積5052㎡で効率的な農業をしておられます。農地法第3条第1項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響など特に問題はないと思われま

す。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。皆様方のご審議をお願いします。

続きまして、3番、土地の所在地、日向市美々津町、地目が田、地積が991㎡、譲受理由は交換、譲渡理由は交換です。権利の種類としましては、交換による所有権移転です。譲受人は、耕作面積4426㎡で効率的な農業をしておられます。農地法第3条第1項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響も特に問題はないと思われま

す。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続きまして、4番、土地の所在地、日向市美々津町、地目が田、地積が991㎡、譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望です。権利の種類としましては、使用貸借権の設定です。譲受人は、耕作面積4426㎡で効率的な農業をしておられます。農地法第3条第1項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響も特に問題はないと思われま

す。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続きまして、5番、土地の所在地、日向市財光寺外1筆、地目が田、地積が991㎡、譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望です。権利の種類としましては、賃貸借権の設定です。譲受人は、耕作面積7552㎡で効率的な農業をしておられます。農地法第3条第1項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響も特に問題はないと思われま

す。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続きまして、6番、土地の所在地、日向市東郷町、地目が畑、地積が4584㎡、譲受理由は親族よりの贈与、譲渡理由は親族への贈与です。権利の種類としましては、贈与による所有権移転です。譲受人は、耕作面積11586㎡で効率的な農業をしておられます。農地法第3条第1項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響も特に問題はないと思われま

す。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続きまして、7番、土地の所在地、日向市美々津町、地目が田、地積が1845㎡、譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望です。権利の種類としましては、賃貸借権の設定です。譲受人は、現在、耕作面積0㎡ですが、7～9番の申請で5000㎡を超えます。農地法第3条第1項の規定に基づき申請

事務局	<p>されるもので、耕作状況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響も特に問題はないと思われます。</p> <p>また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>続きまして、8番、土地の所在地、日向市美々津町外2筆、地目が田、地積が2198㎡、譲受理由は経営規模の拡大、譲渡理由は相手方の要望。権利の種類としましては、賃貸借権設定です。譲受人は、現在、耕作面積0㎡ですが、7～9番の申請で5000㎡を超えます。農地法第3条第1項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響も特に問題はないと思われます。</p> <p>また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>続きまして、9番、土地の所在地、日向市美々津町外2筆、地目が田、地積が2592㎡、譲受理由は親族よりの贈与、譲渡理由は親族への贈与。権利の種類としましては、贈与による所有権移転です。譲受人は、現在、耕作面積0㎡ですが、7～9番の申請で5000㎡を超えます。農地法第3条第1項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響も特に問題はないと思われます。</p> <p>また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>続きまして、10番、土地の所在地、日向市大字富高、地目が田、地積が978㎡、譲受理由は交換、譲渡理由は交換です。権利の種類としましては、交換による所有権移転です。譲受人は、現在、耕作面積11917㎡で効率的な農業をしておられます。農地法第3条第1項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響も特に問題はないと思われます。</p> <p>また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>続きまして、11番、土地の所在地、日向市大字富高、地目が田、地積が989㎡、譲受理由は交換、譲渡理由は交換です。権利の種類としましては、交換による所有権移転です。譲受人は、現在、耕作面積11917㎡で効率的な農業をしておられます。農地法第3条第1項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響も特に問題はないと思われます。</p> <p>また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>以上11件、ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、まず、番号1担当の14番委員及び15番委員から、補足があれば説明をお願いします。</p>
14番委員	14番委員です。特に問題ありません。
15番委員	15番委員です。特に問題ありません。
議長	次に番号3担当の26番委員から、補足があれば説明をお願いします。
26番委員	26番委員です。特に問題ありません。

記 録

議長	次に番号10及び11担当の4番委員、16番委員から、補足があれば説明をお願いします。
4番委員	4番委員です。特に問題ありません。
16番委員	16番委員です。特に問題ありません。
議長	ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。 それでは、ほかにないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 続きまして、議案第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。
事務局	議案第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」。 資料の7ページをお開きください。 番号の1、土地の所在地、日向市東郷町外6筆、田6筆で8135㎡。畑1筆で482㎡の合計8517㎡です。転用目的は植林とありますが、先日、担当の13番委員、18番委員と現地調査に行ってきました。そうしましたところ申請地は既に植林がされていたので、この案件につきましては植林の追認となります。申請人からは始末書が提出されておりまして、非常に反省しておりました。行ってみたら現地にはかなり前に植林がなされていました。周辺の状態ですが、これまでこの土地について山林化していることによって、ほかの方から特に苦情とか農地への被害があったということはありません。農地の種別としましては、中山間地にある小集団の農地で第2種農地に該当します。農地法第4条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。 特に問題ないと思われませんが、皆様方のご審議をよろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。 それでは、番号1担当の13番委員、18番委員から補足があれば説明をお願いします。
13番委員	13番委員です。特に問題ありません。
18番委員	18番委員です。特に問題ありません。
議長	ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。 それでは、ほかにないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)

議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。</p> <p>事務局です。 議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。 資料の10ページをお開きください。 番号の1、土地の所在地、日向市東郷町外2筆、地目が畑、地積が1751㎡、権利の種類としましては売買による所有権移転です。転用目的は太陽光発電施設設置です。先日、担当の10番委員、20番委員と現地調査に行ってきました。農地の種別としましては、中山間地にある小集団の農地で第2種農地に該当します。雨水は地下浸透です。敷地の境界にはフェンスをします。農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>続きまして、番号の2、土地の所在地、日向市美々津町、地目が畑、地積が1220㎡、権利の種類としましては売買による所有権移転です。転用目的は太陽光発電施設設置です。先日、担当の12番委員、25番委員と現地調査に行ってきました。農地の種別としましては、中山間地にある小集団の農地で第2種農地に該当します。雨水は地下浸透です。敷地の境界にはフェンスをします。農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>続きまして、番号の3、土地の所在地、日向市大字平岩、地目が畑、地積が2464㎡、権利の種類としましては賃借権設定です。転用目的は太陽光発電施設設置です。先日、担当の2番委員、23番委員と現地調査に行ってきました。農地の種別としましては、中山間地にある小集団の農地で第2種農地に該当します。雨水は地下浸透です。敷地の境界にはフェンスをします。農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>続きまして、番号の4、土地の所在地、日向市大字平岩、地目が畑、地積が495㎡、権利の種類としましては賃借権設定です。転用目的は太陽光発電施設設置です。先日、担当の2番委員、23番委員と現地調査に行ってきました。農地の種別としましては、中山間地にある小集団の農地で第2種農地に該当します。雨水は地下浸透です。敷地の境界にはフェンスをします。農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>続きまして、番号の5、土地の所在地、日向市大字幸脇、田が2筆で1524㎡、畑が4852㎡、合計6276㎡です。権利の種類としましては賃借権設定です。転用目的は産業廃棄物処分場です。先日、担当の7番委員、22番委員と現地調査に行ってきました。農地の種別としましては、中山間地にある小集団の農地で第2種農地に該当します。雨水は地下浸透です。10ha以上の農地の広がりがあるため1種農地に該当します。しかし、今ある産業廃棄物処分場の拡張になるため、全体の敷地からすると3分の1以下の面積となるため、1種農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>また、設置することへの地区の合意を得ています。雨水については、河川に放流します。農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>続きまして、番号の6、土地の所在地、日向市美々津町、地目が畑、地積が</p>

記 録

事務局	<p>247㎡、権利の種類としましては使用借権設定です。転用目的は個人住宅、倉庫、進入路です。先日、担当の26番委員と現地調査に行ってきました。農地の種別としましては、中山間地にある小集団の農地で第2種農地に該当します。汚水・排水は農村集落排水に放流し、雨水は地下浸透です。農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>続きまして、番号の7、土地の所在地、日向市大字富高、地目が畑、地積が885㎡、権利の種類としましては売買による所有権移転です。転用目的は資材置き場です。先日、担当の4番委員と16番委員と現地調査に行ってきました。農地の種別としましては、中山間地にある小集団の農地で第2種農地に該当します。雨水は地下浸透です。農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>続きまして、番号の8、土地の所在地、日向市美々津町外1筆、地目が畑、地積が152㎡、権利の種類としましては使用貸借権の設定です。転用目的はソーラーパネル設置です。先日、担当の26番委員と現地調査に行ってきました。農地の種別としましては、中山間地にある小集団の農地で第2種農地に該当します。雨水は地下浸透です。敷地の境界にはフェンスをします。農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>以上 8件、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号1担当の10番委員及び20番委員から、補足があれば説明をお願いします。</p>
10番委員	10番委員、ありません。
20番委員	20番委員、ありません。
議長	つづきまして、番号2担当の12番委員及び25番委員から、補足があれば説明をお願いします。
12番委員	12番委員、ありません。
25番委員	25番委員ありません。
議長	つづきまして、番号3及び4担当の2番委員及び23番委員から、補足があれば説明をお願いします。
2番委員	2番委員、ありません。
23番委員	23番委員ありません。
議長	つづきまして、番号5担当の7番委員及び22番委員から、補足があれば説明をお願いします。
7番委員	7番委員、ありません。
22番委員	22番委員、ありません

記 録

- 議長 つづきまして、番号6担当の26番委員から、補足があれば説明をお願いします。  
26番委員 26番委員、ありません。
- 議長 つづきまして、番号7担当の16番委員から、補足があれば説明をお願いします。  
16番委員 16番、ありません。
- 議長 つづきまして、番号8担当の26番委員から、補足があれば説明をお願いします。  
26番委員 26番委員、ありません
- 議長 それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
次に、議案第38号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について(利用権設定)」であります。  
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。議案第38号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について(利用権設定)」説明させていただきます。  
番号の1、受付年月日令和元年6月3日。土地の所在地が、日向市大字平岩、地目が田、地積が2778㎡。譲受理由は経営規模の拡大、譲渡理由は相手方の要望でございます。権利の種類としましては、使用貸借権の設定です。契約期間は、令和元年7月1日から令和2年6月30日の1年間です。譲受人は、経営耕作面積が0㎡ですが、日向市で認定を受けた、認定新規就農者です。今回農地を初めて借り受け野菜のビニールハウスを経営するものです。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき申請されるもので、特に問題はないと思われます。また、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。  
皆様方のご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。  
それでは、番号1担当の14番委員及び15番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 14番委員 14番委員、ありません。
- 15番委員 15番委員、ありません。

記 録

議長	<p>それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>次に、議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について(所有権移転)」です。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明させていただきます。</p> <p>23ページをごらんください。</p> <p>番号の1、受付年月日が令和元年年6月13日です。所有権を移転する土地は日向市大字富高外1筆、田1筆、2301㎡。畑1筆、3365㎡です。合計5666㎡です。権利の種類は、売買による所有権移転です。所有権の移転の時期は令和元年7月1日、対価は200万円、支払期限は令和元7月1日です。所有権の移転を受ける者は、都農町で認定農業者に認定されて、効率的な農業をしておられます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき申請されるもので、特に問題はないと思われます。また、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>番号の2、受付年月日が令和元年年6月14日です。所有権を移転する土地は日向市美々津町、地目は田、地積は646㎡です。権利の種類は、売買による所有権移転です。所有権の移転の時期は令和元年7月5日、対価は34万7千円、支払期限は令和元7月5日です。所有権の移転を受ける者は、日向市で認定農業者に認定されて、効率的な農業をしておられます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき申請されるもので、特に問題はないと思われます。また、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>皆様方のご審議をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号3担当の24番委員から、補足があれば説明をお願いします。</p>
24番委員	<p>24番委員、ありません。</p>
議長	<p>ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について(農地中間管理事業)」です。</p>

記 録

- 議長 事務局より説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について（農地中間管理事業）」説明いたします。  
案件は4件。田が12206.61㎡。権利の種類は賃借権の設定です。番号の1と2の期間は令和元年8月1日から21年7月31日の20年間。番号の3の期間は令和元年8月1日から17年7月31日の16年間。番号の4の期間は令和元年8月1日から6年7月31日の5年間です。借賃は6000円/10aです。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき申請されるもので、特に問題はないと思われれます。また、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。  
皆様方のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。
- （全員挙手）
- 議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
次に、議案第41号「非農地証明願いについて」であります。  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。  
議案第41号「非農地証明願いについて」です。  
お手元の資料の31ページをごらんください。  
番号の1です。申請地が日向市大字塩見外1筆。地目が田、現況が原野です。地積が619㎡です。11番委員、19番委員と現地調査に行きました。  
申請地は、雑草が生い茂っており、10年以上耕作放棄されており、将来的にも農地として使用することが困難であることを確認しました。  
つづきまして、番号の2です。申請地が日向市大字平岩、地目が田、現況が山林です。地積が145㎡です。2番委員、13番委員と現地調査に行きました。  
申請地は、雑木が生い茂っており、10年以上耕作放棄されており、将来的にも農地として使用することが困難であることを確認しました。  
つづきまして、番号の3です。申請地が日向市東郷町山陰、地目が田、現況がため池です。地積が62㎡です。9番委員、30番委員と現地調査に行きました。  
申請地は、かなり古くから存在するため池であり、農地法施行（昭和27年10月21日）以前からため池であることを確認しました。  
つづきまして、番号の4です。申請地が日向市東郷町、地目が畑、現況が宅地です。地積が351㎡です。13番委員、18番委員と現地調査に行きました。  
申請地は、かなり古くから存在する住宅であり、農地法施行（昭和27年10月21日）以前から宅地であることを確認しました。  
以上4件、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。

記 録

- 議長 それでは、まず、番号の1担当の11番及び19番より、補足があれば説明をお願いします。
- 11番委員 11番委員、ありません。
- 19番委員 19番委員、ありません。
- 議長 次に、番号2担当の2番委員及び23番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 2番委員 2番委員、別にありません。
- 23番委員 23番委員、特にありません。
- 議長 次に、番号3担当の9番委員及び30番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 9番委員 9番委員、別にありません。
- 30番委員 30番委員、ありません。
- 議長 次に、番号4担当の13番委員及び18番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 13番委員 13番委員、別にありません。
- 18番委員 18番委員、ありません。
- 議長 ありがとうございます。  
ただいまの説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。  
それでは、ほかにないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
それでは、以上をもちまして議案の審議を終了いたします。  
続きまして、報告17号から第21号について、事務局長から報告をお願いします。
- 事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規程第8条第6号による受理通知書の交付について、ご報告申し上げます。  
先ず、報告第17号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。議案書では36ページです。  
日向市大字日知屋、内訳は、田1筆、畑、1筆。面積は453㎡です。転用の内訳は、38ページをご覧ください。当該農地のすべてを一般個人住宅用地に転用します。

## 記 録

事務局長 次に、報告第18号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届についてであります。議案書の39ページです。

転用しようとする土地は、番号1日向市比良町、内訳が畑1筆、面積は241㎡、有償売買による一般住宅への転用であります。

番号2日向市大字日知屋、内訳が田4筆、面積は3,964㎡、有償売買による資材置場への転用であります。

番号3日向市大字日知屋、内訳が畑1筆、面積は423㎡、有償売買による駐車場および花壇への転用であります。

番号4日向市大字財光寺、内訳が畑1筆、面積は392㎡、有償売買による個人住宅への転用であります。

番号5日向市比良町、内訳が畑1筆、面積は248㎡、有償売買による個人住宅への転用であります。

番号6日向市大字富高、内訳が畑3筆、面積は259㎡、有償売買による宅地拡張であります。議案書の41-2ページをご覧ください。当該の土地3筆の所有者のうち3人の持分が2人の持分となり持分の割合が変更となるものです。

番号7日向市大字財光寺、内訳が畑2筆、面積は287.54㎡、有償売買による一般住宅への転用であります。

番号8日向市大字財光寺、内訳が畑1筆、面積は372㎡、有償売買による個人住宅への転用であります。

番号9日向市大字財光寺、内訳が畑1筆、面積は378㎡、有償売買による個人住宅への転用であります。

番号10日向市江良町、内訳が畑1筆、面積は331㎡、有償売買による個人住宅への転用であります。

以上番号1から10までを整理した内訳が議案書42ページになります。田3,964㎡、畑2,931.74㎡、計6,895.74㎡であります。

次に、報告第19号、農地用途変更届についてであります。

土地の所在地は日向市東郷町、面積は70㎡で、登記地目は田、現況は宅地となっております。40数年前に農業用施設用地に用途変更しており、届け出がなかったため今回の届け出となりました。

次に、報告第20号、取り消し願いについて届け出がありました。議案書45ページになります。

譲受人と譲渡人の間においてなされた贈与契約に基づき農業経営基盤強化促進法第18条による所有権の移転を行いました。両人から贈与契約の解消をしたと届け出があり、所有権移転を取り消すものであります。

次に、報告第21号、農地中間管理事業に伴う農地配分計画についてであります。議案書の48ページをご覧ください。市農業畜産課から提供された情報であります。

7件24筆12,206.61㎡の農地配分が行われております。

詳細につきましては、報告第21号別紙をご覧ください。

以上ご報告申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、これもちまして全ての会議の日程を終了しますとともに、議長のご任を解かせていただきます。本日はご協力ありがとうございました。